

記号の見方 時 日時 場 会場 内 内容 対 対象 定 定員 費 費用 申 申し込み 締 締め切り 持 持ち物 問 問い合わせ FAX 444-0815

### 市県民税や確定申告の申告書は自分で書いてお早めに

八街市役所と成田税務署では、申告期間中、申告書作成会場を設けますので、期限内に申告をお願いいたします。

#### 八街市役所の申告期間・会場

市県民税の申告と簡易な確定申告は、市役所で受け付けます。

例年、自書コーナーで職員と一緒に申告書を作成していましたが、今年からは申告書を作成するうえで分からない点などをアドバイスします。

#### 申告期間

2月17日(月)～3月16日(月) (土曜・日曜日、祝日を除く)

※3月8日(日)は受け付けます。

#### 開場時間

午前8時30分

#### 受付時間

午前9時～正午 午後1時～4時

(提出は午後5時まで)

#### 申告会場

市役所第4庁舎

#### ご注意

※雑損控除、災害減免、連帯債務のある住宅ローン控除、譲渡所得(土地・建物・株式など)、青色申告、贈与税、相続税、消費税などの相談はできません。(作成した申告書は提出できません)

※混雑時には、受け付けを早めにご来場ください。  
※公的年金収入が400万円

イオンホール ※午前9時～10時の入場口は、立体駐車場3階連絡通路から入る2階C入口のみとなります。

※納税窓口はありませので、最寄りの金融機関をご利用ください。

※納税証明書は会場で発行しませんので、必要な方は税務署職員までお問い合わせください。

e-TaxのID・パスワード方式で確定申告が簡単に ID・パスワードを取得することにより、マイナンバーカードやICカードリーダーがなくても、簡単にパソコンやスマホなどで確定申告ができるようになります。

ID・パスワードは、税務署で職員と対面による本人確認を行った後に発行します。

で、発行を希望される方は、運転免許証などの本人確認書類をお持ちのうえ、最寄りの税務署にお越しください。

医療費控除の手続きが変わりました 平成29年分の申告から、医療費の領収書の代わりに「医療費控除の明細書」に記入して提出する必要がありますが、平成29年分は令和元年分については、領収書の添付または提示でも申告ができます。

なお、令和2年分からは、領収書を添付・提示では確定申告はできません。「医療費控除の明細書」を記入し、提出してください。

※領収書は提出不要ですが、自宅でも5年間保存する必要があります。

※医療保険者から交付を受けた医療費通知を添付すると、明細書の記入を省略できます。

申告書にマイナンバーの記載が必要です 平成28年以降、所得税及び復興特別所得税・消費税及び地方消費税・贈与税の申告書には、マイナンバーの記載と本人確認書類の提示または写しの添付が必要です。

本人確認する際に必要な書類 ①マイナンバーカード(個人番号カード)のみ ②通知カード(番号確認書類)+運転免許証や公的医療保険の被保険者証(身元確認書類)

所得税の全部または一部が軽減されます 災害により住宅や家財などに被害を受けた場合、確定申告を行うことで所得税法上の雑損控除または災害減免の適用を受けることができます。

一定の要件のもと、所得税の全部または一部が軽減される場合があります。

詳しくは、成田税務署にお問い合わせください。

成田税務署 0476-28-5151

### 八街市教育施設長寿命化計画(案)の意見を募集

教育委員会では、教育施設について総合的な観点でとらえ、適正に大規模改造や改築をするために、八街市教育施設長寿命化計画を策定します。

本計画(案)に対して、市民の皆さんから広くご意見を伺うため、パブリックコメントを実施します。

計画期間は令和2年度～41年度の40年間とし、計画期間のうち概ね5年ごとに内容の見直しを行います。

パブリックコメント 募集期間 1月6日(月)～2月5日(水) 縦覧場所 ・教育総務課 (祝日を除く月曜～金曜日) ・市役所ロビー (土曜・日曜日、祝日) ・中央公民館・図書館

意見提出ができる方 ・市在住・在勤・在学の方 ・市内に事務所・事業所・法人・その他の団体がある方 ・本案件に利害関係のある方

意見の提出方法 氏名、団体名(所属している場合のみ)、住所、電話番号を市指定の書面に記入し、教育総務課へ持参、郵送、FAX、Eメールのいずれかで提出するか、縦覧場所に設置する意見投函箱へ投函。

提出先 〒289-1192 八街市八街35番地29 FAX 443-1448 E-mail kyousou@city.yachimata.lg.jp 教育総務課 0443-1442

### 2020年農林業センサスを実施します

農林水産省では、県・市を通じて、2020年農林業センサスを実施します。この調査は、農家や林家、会社や集落営農などの実態を正しく把握するためのもので、全国の農林業経営体が調査対象となります。

調査員は、写真入り「調査員証」を必ず携行してお伺いしますので、調査へのご協力をお願いします。

調査期間 1月～2月 調査内容 経営の状況、世帯の状況、労働力、作業の受託、耕地、農業生産の概況、農産物の販売など

調査方法 調査員が調査票の配布と回収を行います。また、オンライン回答もできます。

秘密の保護 調査内容は、統計以外に使うことを法律で禁じています。また、調査員には守秘義務があり、調査で知り得た情報が他人に漏れることはありません。

企画政策課 0443-1114